

日本学生支援機構

貸与奨学金



採用時説明会



1. 奨学生証



2. 奨学生のしおり(ダイジェスト版)

3. 返還誓約書 (兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)

● 保証依頼書・保証料支払依頼書・親権者（後見人）同意書 【機関保証制度選択者のみ】





- 奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと
- 返還誓約書の作成方法





- 奨学金のしくみを理解する
- 貸与中の手続きなど、学校の指示を守る
- 奨学生としての自覚を持って、勉学に励む



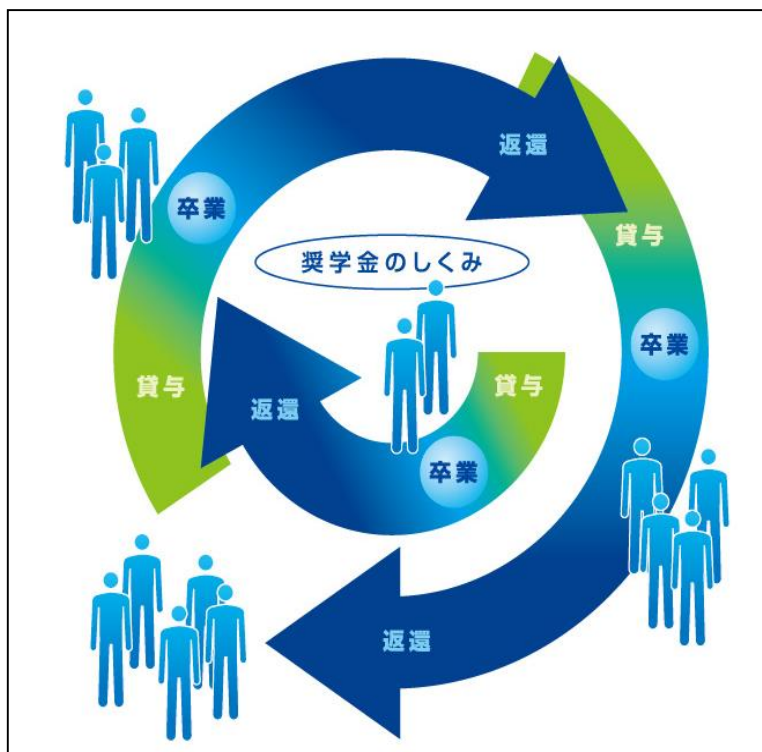
知ってほしいこと



1. 奨学金制度



奨学生のしおり
はじめに 1



- 日本学生支援機構の貸与奨学金は、**借りるもの**です。
- 奨学金を借りるのも、返すのも皆さん自身です。
- **借り過ぎに注意**してください。



適格認定説明会（毎年12月～2月頃）

返還説明会（10月～12月頃）



※実施方法や日時の連絡に注意してください。



3. 連絡が必要なとき



奨学生のしおり

第一部 1、2、3

第二部 4、5、6

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

☐ 改氏名・住所変更	☐ 振込口座の変更 
☐ 退学	☐ 貸与月額の変更（増額・減額）
☐ 休学・復学	☐ 利率の算定方法の変更(第二種のみ)
☐ 留学	☐ 返還方式の変更（第一種のみ）
☐ 転学・編入学	☐ 連帯保証人・保証人の変更 （住所変更等含む）
☐ 転学部（科）	☐ 機関保証制度への変更（ 機関保証制度 から人的保証制度への変更はできません。 ） 

4. 奨学金の返還の流れ



奨学生のしおり
第三部 1

貸与終了後、5か月目頃
「口座振替加入通知書」が届く



振替口座(リレー口座)からの振替

※ 振替は毎月27日(金融機関の休業日は翌営業日に振替)



返還終了:返還完了通知

貸与終了月の7か月後の
27日から返還開始

※2022年3月卒業の場合、
2022年10月より返還開始



5. 返還が困難となったときの救済制度

奨学金の返還が困難な場合、救済制度があります。



奨学生のしおり
第三部 13

(1) 在学猶予：在学している期間、返還する期限を先延ばしにする制度

(2) 減額返還：月々の割賦金を1／2もしくは1／3に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度

(3) 返還期限猶予：返還が困難になったときに、返還する期限を先延ばしにする制度



在学猶予は、在籍する学校に相談

減額返還や返還期限猶予は、日本学生支援機構に相談



6. 延滞したとき



- 延滞金の賦課
- 保証機関からの督促（機関保証）
- 連帯保証人・保証人への督促（人的保証）
- 個人信用情報機関への登録
- 裁判所への法的手続き

など



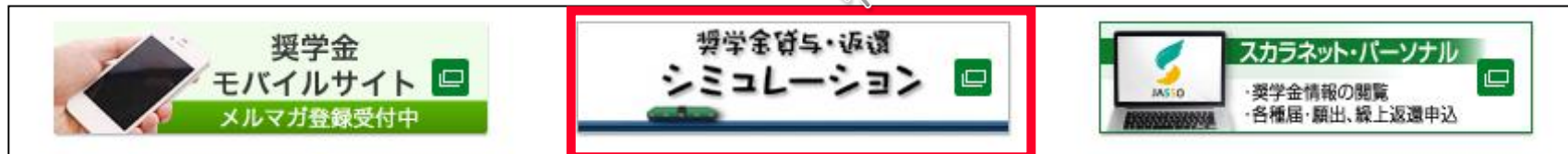
延滞する前に、必ず、日本学生支援機構に相談してください。





貸与月額等の条件を設定することで、返還総額や返還回数、毎月の返還額などについて試算を行うことができるシステムです。

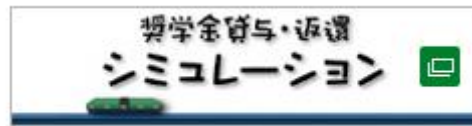
登録の手続きは
必要ありません



日本学生支援機構ホームページ
(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>)



あなたの奨学金情報を確認したり、
奨学金継続などの手続きができます。



日本学生支援機構ホームページ
(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>)



ログイン・
新規登録ボタン



あなたと日本学生支援機構との間の
奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

「返還誓約書」に不備がある場合、
奨学金の振込みは、止まります！

「返還誓約書」を提出しない場合、
奨学金を借りることはできません。

